

■申込資格について

次の事項に該当する方は、お申込みできません。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 次に掲げる者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者

ウ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

エ 法人でその役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ケ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

コ 前記アからケまでのいずれかに掲げる者の依頼を受けて申込みしようとする者